

## 「広報かしわら」広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏原市が発行する「広報かしわら」(以下「広報誌」という。)へ広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載する広報誌及び掲載の位置)

第2条 広告を掲載する広報誌は、毎月1日発行の「広報かしわら」とする。

2 広告を掲載する位置は、最終面及び中面のうち、市が指定する面とする。

(広告掲載基準)

第3条 広告の掲載可否については、柏原市有料広告掲載に関する取扱要綱第14条の規定を準用し、また柏原市広告掲載基準に適合するものとする。

(広告の大きさ)

第4条 掲載条件は、次のとおりとする。

広告名	大きさ	位置
1号広告	縦4.5センチメートル 横16.8センチメートル	中面の下段
2号広告	縦4.5センチメートル 横8センチメートル	中面の下段
3号広告	縦5センチメートル 横17.3センチメートル	最終面
4号広告	縦5センチメートル 横8.4センチメートル	最終面
5号広告	縦10センチメートル 横17.3センチメートル	最終面

(広告掲載料)

第5条 広告主が広告取扱事業者に支払う広告掲載料は、広告取扱事業者が定める。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市と契約を締結した広告取扱事業者(以下「広告取扱事業者」という)が行うものとする。

(広告掲載の申込み等)

第7条 広報誌への広告を希望する者(以下「広告主」という)は、広告取扱事業者に申し込まなければならない。

2 広告取扱事業者は、前項の申込みがあったときは第3条に規定する基準に照らし確認した上、当該広告の掲載について市長に協議し承認を受けなければ

ばならない。

- 3 市長は、第2項の規定により協議があったときは、広告案の内容について審査し、その結果を広告取扱事業者に通知するものとする。

(決定)

第8条 広告取扱事業者は、広告原稿を市長が指定する期日までに、市長が指定する方法により提出しなければならない。

- 2 広告原稿の作成に要する費用は、広告主又は広告取扱事業者の負担とする。

(広告内容の修正)

第9条 市長は広告の内容等が第3条に規定する基準に適合しないと認めるときは、広告取扱事業者に対し広告の内容等について修正を求めることができる。

(広告掲載承認の取消し)

第10条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の承認を取り消すことができる。

- (1) 第7条1項に規定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (2) 第8条の規定による修正の求めに応じないとき。
- (3) 広告の内容等が第3条に規定する基準に適合しないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、広告掲載をすることが適当でない認められるとき。

(広告取扱事業者の責務)

第11条 広告取扱事業者は、広告の内容等がこの要綱の規定に違反することのないよう注意する義務を負う。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。